

現場代理人、主任・監理技術者、経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者の兼務可・不可早見表(令和7年4月1日適用)

掲載 凡例:○=兼務可 △=条件付兼務可 ×=兼務不可			配置技術者の専任を要しない工事 請負金額が4500万円(建築一式工事は9000万円)未満の工事				配置技術者の専任を要する工事 請負金額が4500万円(建築一式工事は9000万円)以上の工事			
			現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任 技術者	経營業務の 管理責任者	現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任 技術者	経營業務の 管理責任者
			現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任 技術者	経營業務の 管理責任者	現場代理人	主任・監理 技術者	営業所の専任 技術者	経營業務の 管理責任者
同一 工事	現場代理人			○	×	×		○	×	×
	主任・監理技術者		○		△(注1)	△(注1)	○		△(注2)	△(注2)
	営業所の専任技術者		×	△(注1)			×	△(注2)		
	経營業務の管理責任者		×	△(注1)			×	△(注2)		
別途 工事	要しない工事 技術者専任を	現場代理人	△(注5)	△(注5)	×	×	×	×	×	×
		主任技術者	△(注5)	○	×	×	×	△(注3)	×	×
		監理技術者						△(注4)		
	要する工事 技術者専任を	現場代理人	×	×	×	×	×	×	×	×
		主任技術者	×	△(注3)	×	×	×	△(注3)	×	×
		監理技術者		△(注4)				△(注4)		

注1: 営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し(平塚市内に限る)、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合で、平塚市内に本店を有する事業者に関し、1人につき1工事まで兼務可能とします。

注2: 配置技術者の専任を要する工事であっても、当該建設工事の請負代金の額が4500万円以上1億円未満(建築一式工事は9千万円以上2億円未満)等の一定の要件を満たすことにより(※)、平塚市内に本店を有する事業者に関し、特例的に1人につき1工事まで兼務可能とします。

注3: 配置技術者の専任を要する工事であっても、建設工事の請負代金の額が4500万円以上1億円未満(建築一式工事は9千万円以上2億円未満)等の一定の要件を満たすことにより(※)、特例的に主任・監理技術者として2件の工事現場を兼務することが可能です。

注4: 当該監理技術者が行うべき職務を補佐する者を現場に専任でおくことで、特例監理技術者として兼務が可能となります。

注5: 現場代理人の兼任要件は、契約検査課ホームページに掲載の「工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領」によります。なお、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は、いかなる場合においても現場代理人を兼務することはできません。

※配置技術者の特例的な兼任要件の詳細については、契約検査課ホームページ「技術者の配置要件、現場代理人の常駐義務緩和措置要件の一部見直し」を御確認ください。